

平成 24 事業年度事業報告

民間の創意工夫と事業意欲を積極的に活用しつつ良好なまちづくりを進めていく見地から、(財)民間都市開発推進機構は、かねて民間都市開発事業の促進及び発掘に取り組んできている。

平成24年度においては、平成25年1月の政府の「緊急経済対策」を受け、新たに共同型都市再構築業務が創設された。これは長引く経済不況、超高齢・人口減少社会の到来により疲弊している地域の都市再構築に資する民間都市開発事業、並びに大規模災害への備え等への対応に資する民間都市開発事業について、支援の強化を図ることを目的としたものである。

また当年度においては、「一般財団法人」への移行に関し、内閣府公益認定等委員会へ移行認可申請を行い、同委員会からの答申並びに内閣総理大臣からの移行認可を受け、平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行することとなった。

平成24事業年度の事業概要は次のとおりである。

I. 主要日誌

- | | |
|-------------|---|
| 平成24年 4月 5日 | ・ 寄附行為の変更（住民参加型まちづくりファンド支援業務）について国土交通大臣認可
・ 業務方法書の変更（住民参加型まちづくりファンド支援業務）について国土交通大臣認可 |
| 4月 17日 | ・ 一般財団法人移行後の最初の評議員選任に関し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第92条の規定による国土交通大臣認可 |
| 5月 29日 | ・ 第3回メザニン支援事業審査会 |
| 6月 26日 | ・ 第87回通常理事会、第74回評議員会 |
| 7月 30日 | ・ 整備法の規定に基づく一般財団法人への移行認可申請 |
| 9月 26日 | ・ 評議員選定委員会 |
| 10月 3日 | ・ 都市再生研究選定委員会 |
| 10月 24日 | ・ 住民参加型まちづくりファンド選定委員会 |

平成24年10月25日 ・コンプライアンス研修会

11月 1日 ・第80回経営審査会、第80回価格審査会

平成25年 1月29日 ・平成25事業年度予算概算額（国費）決定

2月25日 ・第88回臨時理事会、第75回評議員会

3月15日 ・平成24事業年度事業計画及び収支予算の変更について
国土交通大臣認可

・業務方法書の変更（共同型都市再構築業務）について
国土交通大臣認可

3月21日 ・第89回通常理事会、第76回評議員会

3月22日 ・整備法第117条に規定する認可の基準に適合すると
認められる旨の公益認定等委員会答申

3月28日 ・整備法第45条に規定による一般財団法人への移行に
ついて内閣総理大臣認可

3月29日 ・平成25事業年度事業計画及び収支予算について国土
交通大臣認可

Ⅱ. 理事会及び評議員会

1. 理事会

(1) 第87回通常理事会（平成24年6月26日）

- イ. 平成23事業年度事業報告及び決算
 - ロ. 一般財団法人民間都市開発推進機構定款
 - ハ. 一般財団法人移行認可申請
 - ニ. 一般財団法人移行後最初の評議員候補者推薦
 - ホ. 評議員の選任（評議員21名のうち2名退任、2名就任）
- 以上について審議のうえ、原案どおり承認された。

(2) 第88回臨時理事会（平成25年2月25日）

- イ. 平成24事業年度事業計画変更及び収支予算変更
 - ロ. 業務方法書の変更
- 以上について審議のうえ、原案どおり承認された。

(3) 第89回通常理事会（平成25年3月21日）

- イ. 平成25事業年度事業計画及び収支予算
- 以上について審議のうえ、原案どおり承認された。

2. 評議員会

(1) 第74回評議員会（平成24年6月26日）

- イ. 平成23事業年度事業報告及び決算
 - ロ. 一般財団法人民間都市開発推進機構定款
 - ハ. 一般財団法人移行認可申請
 - ニ. 任期満了に伴う役員の選任（理事22名のうち16名再任、6名退任、5名新任、監事3名退任、2名新任）
- 以上について審議のうえ、原案どおり承認された。

(2) 第75回評議員会（平成25年2月25日）

- イ. 平成24事業年度事業計画変更及び収支予算変更
- 以上について審議のうえ、原案どおり承認された。

(3)第76回評議員会(平成25年3月21日)

イ.平成25事業年度事業計画及び収支予算

ロ.役員の選任(理事3名新任)

ハ.評議員の報酬等

ニ.理事及び監事の総報酬額

ホ.理事及び監事の報酬等の支給基準

以上について審議のうえ、原案どおり承認された。

Ⅲ.事業の概要

1. メザニン支援事業

都市再生特別措置法に規定する認定事業者又は認定整備事業者に対し、認定事業等の施行に要する費用の一部を支援するため、具体的な協議を進めてきたが、当事業年度内には支援の実行に至らず、平成25事業年度に支援を行う見込みとなった。

2. まち再生出資等事業

(1) 共同型都市再構築業務

民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する特定民間都市開発事業について、当該事業の施行に要する費用の一部を負担し、民間事業者とともに自ら当該事業の共同施行者となることにより事業立ち上げ支援を行うため、平成25年3月に新たに業務を開始し、当年度においては、必要な調査、協議を行った。

(2) まち再生出資業務

都市再生に資する優良な民間都市開発事業を施行する認定事業者等に対し、認定事業の施行に要する費用の一部を支援するため、新たに出資4件1,535百万円を実施した。

まち再生出資業務実施状況

(単位：百万円)

事業名	事業者名	出資額
オガールプラザ整備事業	オガールプラザ(株)	60
氷見市ひみ番屋街・総湯整備事業	氷見まちづくり(株)	150
松山市二番町三丁目南地区優良建築物等整備事業	大街道まち駐車場特定目的会社	25
九州国際重粒子線がん治療センター新築工事	九州重粒子線施設管理(株)	1,300
合 計		1,535

(3) まち再生参加業務円滑化業務

参加業務の円滑な実施を図るため、調査等業務を行った。

3. 推進事業（土地取得・譲渡事業）

推進事業については、2件19,588百万円の保有土地の譲渡を行った。

また、土地有効利用事業用地において行われる民間都市開発事業の事業促進を図るため、32百万円の調査等業務を行った。

推進事業実施状況

(単位：百万円、件)

保有土地の譲渡	譲 渡 額	件 数
	19,588	(土地の一部譲渡を含む) 2
(参考)		
取得件数 (H16年度末累計)		227
うち譲渡済件数		222
うち24年度末保有件数		5

※1 取得件数のうち竣工済及び着工済件数：208件

※2 上記推進事業に関し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）附則第6項に規定する無利子借入金の運用益を本事業に係る事務の管理及び運営に要する費用に支出しており、24年度末における残額は、2,632百万円であり、平成25年度以降における本事業に要する費用に充てることとしている。

4. 助成・調査研究事業

(1) 住民参加型まちづくりファンド支援業務

公共公益施設整備、修景施設整備等、民間による都市開発事業への助成等を行う「住民参加型まちづくりファンド」（公益信託、公益法人、市町村長が指定するNPO等の非営利法人（都市再生整備推進法人として指定された会社であって民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う事業から生じる利益を配当に充てないものを含む。）又は地方公共団体が設置する基金）に対し、7件200百万円の資金拠出を行った。

住民参加型まちづくりファンド支援業務実施状況

(単位：百万円)

ファンド名	事業者	拠出額
財団法人柏市みどりの基金	財団法人柏市みどりの基金	45
つるおかランド・バンクファンド	特定非営利法人つるおかランド・バンク	10
行田市ふるさとづくり基金	行田市	30
四街道市みんなで地域づくり事業基金	四街道市	20
玉野市ふるさとづくり基金	玉野市	11
21世紀松山創造基金	松山市	42
大牟田市まちづくり基金	大牟田市	42
合 計	7件	200

(2) 調査研究業務

東日本大震災被災地復興を促進するため、まちづくりの担い手として大きく期待されているまちづくり会社の立上げ支援方策について、ケーススタディを含め策定・検証を行う「平成24年度まちづくり会社支援のあり方に関する調査」等計4件を実施した。

また、都市の総合的な調査・研究を通じ大学との連携・協力を強化するため、都市再生研究助成を8件実施した。

(3) 都市研究業務

都市再生、まちづくり等に関して「新しい公共を推進する資金と税制」、「最近における住宅・建築物に係るエネルギー・環境対策の動向」、「都市の成長管理政策（米国の先進事例と日本）」、「北欧3国（スウェーデン、ノルウェー及びデンマーク）における持続可能な都市開発」及び「我が国におけるみなとまちづくりの推進について」の5テーマの自主研究を行った。

(4) 助成業務

助成案件発掘に取り組んだが、実施には至らなかった。

5. その他

広報活動

都市開発に関する最新の情報や話題を提供する広報誌（創立25周年記念号）の発行を行った。

内部研修

コンプライアンスに関する基本的な内容等について、外部講師による研修会を実施した。

IV. 附属明細書

平成24事業年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。